

議案第4号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

町長、副町長及び教育長の給料の額を、本町における今後の財政事情及び他市町村における支給状況に鑑み減額するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成31年3月 日公布
里庄町条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年里庄町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「当選又は選任の当月」を「任期を開始する当日分」に、「当月まで」を「当日分まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	給料月額
町長	月額 700,000円
副町長	月額 620,000円
教育長	月額 580,000円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。